道路運送車両法

1. 案内情報

:整備管理者の選任、変更の届出、 ①手続名

届出事項等の変更等の届出

②手続根拠 : 道路運送車両法第50条第1項、第52条

: 道路運送車両法施行規則第33条

: 道路運送車両法施行規則第70条第1項第3号、第4号

: 道路運送車両法施行規則第70条第2項

:乗車定員11人以上の事業用自動車を使用する自動車運送事業者 ③手続対象者

> :乗車定員11人以上の自家用自動車(レンタカーに限る)の使用者 :乗車定員11人以上29人以下の自家用自動車 (レンタカーを除く) を

2両以上使用する者

:乗車定員30人以上の自家用自動車 (レンタカーを除く) の使用者 : 乗車定員10人以下の事業用自動車を5両以上使用する自動車運送事

:乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自家用自動車を5両以

上使用する者

:乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の自家用自動車(レンタ

カーに限る)を10両以上使用する者

: 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車を10両以上使用する者

	乗車定員10人以下		乗車定員	乗車定員
	車両総重量	車両総重量	11人以上	30人以上
	8トン未満	8トン以上	29人以下	
自動車運送事業者	5 両	5 両	1 両	1 両
自家用(レンタカー)	10両	5 両	1 両	1 両
自家用(レンタカー以外)	不要	5 両	2 両	1 両
貨物軽自動車運送事業	10両			

4 提出時期 :整備管理者の選任届及び変更届については、選任後15日以内。

: 届出をした者が上記の手続対象者でなくなった場合は、その時か

ら30日以内。

: 必要事項を記入した届出書に、下記の書類等を添えて提出してく ⑤提出方法

ださい。

⑥手数料 : なし

⑦添付書類 : 〇整備管理者の資格要件に該当する旨の書類

〇過去2年以内に整備管理者の解任命令を発せられていない旨の

書面

⑧申請書様式 :各管轄の運輸支局整備課に用意してあります。

⑨記載要領・記載例:各管轄の運輸支局整備課へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

①提出先 :各管轄の運輸支局整備課。

②受付時間 :各管轄の運輸支局整備課へお問い合わせ下さい。

③相談窓口 :各管轄の運輸支局整備課。

3. 手続情報

: 届出制のため、審査基準はありません。 ①審査基準

: 届出制のため、標準処理時間ははありません。 ②標準処理時間

: 届出制のため、該当しません。 ③不服申立方法